８森推第 687 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 12 条第２項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣捕獲禁止区域を指定します。

令和８年 10 月 30 日

長野県知事　阿　部　守　一

１　常盤狩猟鳥獣捕獲禁止区域（(二ホンジカ・イノシシを除く）

(1) 区域

大町市常盤、親沢地籍の林道親沢線より分岐する餓鬼岳登山道起点を起点とし、同点から白沢沿いの登山道を餓鬼岳方面に西進し、国有林界に至り、同界を北進し、大町市平地籍の前越平に至り、前越平の共有林北縁に達したところで同共有林界を東進し、林道前越線を横断し、更に同共有林界の尾根を東進後、同南東進し、標高 1,526ｍのピークに至り、同ピークから北上する尾根（平地籍と常盤地籍の境界）を北進後、標高 1,292ｍのピークを経て北東進し、渋沢東（標高 1,208.6ｍ）ピーク南側直下の鞍部に至り、同鞍部から南東斜面（常盤地籍）の沢を南東進し、林道仏崎線終点にある谷止工（昭和 47 年度　復旧治山工事第 151 号）に至り、同谷止工から同林道終点を横断し、同林道終点山側の沢を尾根に向かって南進し、同尾根上に至り、同地点から尾根南側の沢に向かって更に南進し、同沢の二股の分岐点に至り、同分岐点から南西側にのびる沢を南西進し、標高 1,219ｍピーク西側直下の鞍部に至り、同鞍部から尾根上を東進し、標高 1,219ｍピークに至り、同ピーク南東側の沢を南東進し、林道九津線終点の谷止工（昭和 48 年度復旧治山工事第７号）に至り、同谷止工右岸側の尾根を北西進し、標高 1,289ｍのピークに至り、同ピーク南側にのびる尾根を南進し、中の沢に至り、同地点から南西側にのびる沢を南西進し、標高 1,299ｍピーク西側直下の鞍部に至り、同鞍部から尾根南側の沢を南進し、林道内山線終点にある谷止工（昭和 48 年度　復旧治山工事第 139 号）に至り、同谷止工から南西側にのびる沢を南西進し、標高 1,309ｍピーク西側直下の鞍部に至り、同鞍部から下一区有林内の沢を南進後、更に同沢沿いに南西進し、下一区有林内作業道に至り、同作業道を林道親沢線からの分岐点まで進み、同分岐点に至り、同分岐点から林道親沢線を同林道終点方向に北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積 667 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和８年 11 月１日から令和 13 年 10 月 31 日まで

２　大峰狩猟鳥獣捕獲禁止区域（二ホンジカ・イノシシを除く）

(1) 区域

北安曇郡池田町大字会染 773－１番地の県道宇留賀線上の通称こだま岩を起点として、同点から大峰山に通ずる尾根を北進し、同尾根と大町市と池田町の市町界との接点に至り、同点から同市町界を北進し、三角点（1,015.6 メートル）を経て、同市町界と大町市八坂（旧八坂村）の町村界との接点に至り、同点から同市町界を東進し、同市町界と町道 210 号線との交点に至り、同点から同町道を南進し、同町道と通称南寺間沢との交点に至り、同点から同沢を南東進し、同沢と通称日野沢との接点に至り、同点から同日野沢を南進し、同沢と県道宇留賀線との交点に至り、同点から同県道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約 245 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和８年 11 月１日から令和 13 年 10 月 31 日まで

森林づくり推進課 鳥獣対策係